

離職されたみなさまへ <特例一時金のご案内>

このリーフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票－２」の裏面もお読みください。

※受給手続きには個人番号確認書類（マイナンバーカードなど）が必要です。

① 特例一時金の対象となる方

短期特例被保険者であった方が失業した場合に支給される手当を**特例一時金**といいます。特例一時金の支給を受けるには、次の(1)、(2)の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 離職の日以前１年間に、**11日以上働いた月**が通算して**6か月**以上あること。
なお、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算する場合があります。
- (2) 失業の状態にあること。
離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

② 次のような方は、原則として支給を受けられません

就職する意思・能力がないものと判断され、その状態が続く限り特例一時金の支給を受けることができません。

- | | |
|---|---|
| ① 家事に専念する方 | ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方 |
| ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められるなど、学業に専念する方 | ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方 |
| ③ 家業に従事し職業に就くことができない方 | ⑧ 会社の役員などに就任している方（就任の予定や名義だけの役員も含む） |
| ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方（求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります。） | ⑨ 就職・就労中の方（試用期間を含む） |
| ⑤ 次の就職が決まっている方 | ⑩ パート、アルバイト中の方（週あたりの労働時間が20時間未満の場合は、支給を受けることが可能な場合があります。） |

③ 給付を受ける手続きは（次のものをお持ちください）

特例一時金を受給するためには、みなさまの住所を管轄するハローワークへ、ご自身で求職申し込みなどの手続きをしてください。

1. 離職票－１、離職票－２
2. マイナンバーカード

マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号および②身元（実在）確認書類をお持ちください。

- ①個人番号確認書類（いずれか１種類）：通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）
- ②身元（実在）確認書類：（１）のうちいずれか１種類。（１）の書類をお持ちでない方は、（２）のうち異なる２種類（コピー不可）
 - （１）運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など
 - （２）公的医療保険の資格確認書、児童扶養手当証書など
3. 写真１枚（最近の写真、正面上三分身、ﾀﾞｲ3.0cm×3.3cm）
※本手続及び認定日にマイナンバーカードを提示する場合には写真の提出を省略することが可能です。
4. 本人名義の預金通帳またはキャッシュカード（一部の金融機関を除く）

※ 船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申し込みをお願いします。

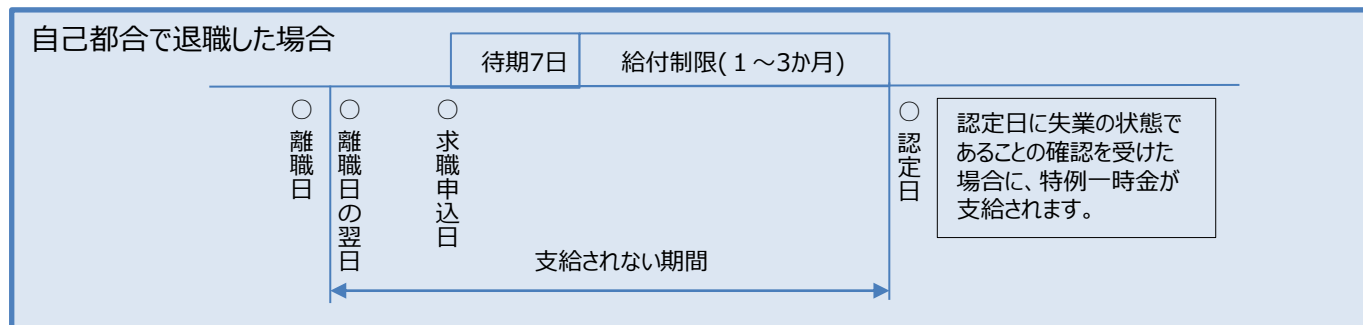


④ 早めに求職申込みの手続きをしてください

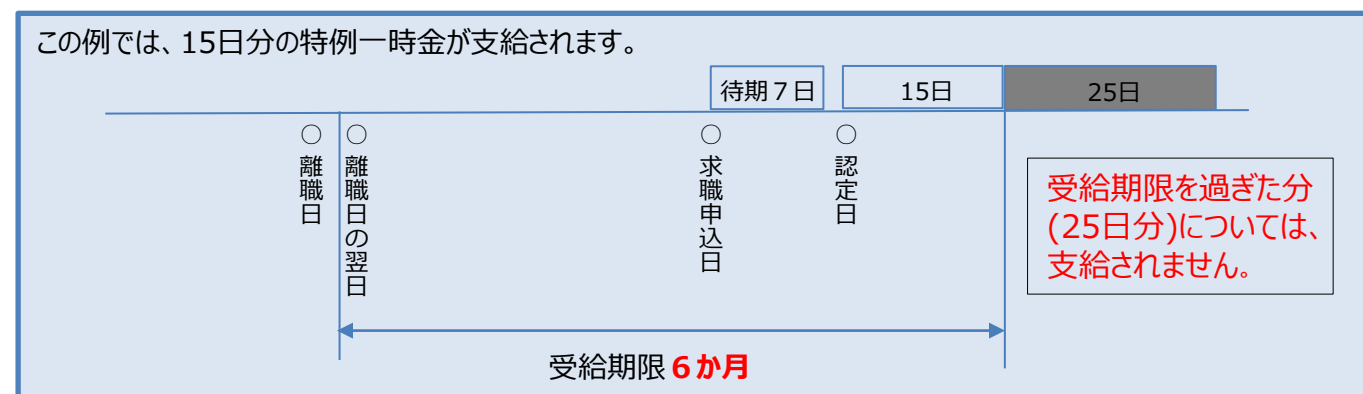
特例一時金は、ハローワークまたは地方運輸局に離職票の提出と求職の申し込みを行った日から失業の状態にあった日が7日間経過してからでなければ支給されません。これを待期といいます。

また、自己都合で退職した場合は待期が経過した後さらに1か月（令和7年3月31日以前に自己都合で退職した場合は2か月、自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された場合は3か月）経過するまで、特例一時金が支給されません。これを給付制限といいます。

特例一時金の支給を受けるためには、待期および給付制限期間が経過することが見込まれる日の後にハローワークまたは地方運輸局が指定する失業の認定日に来て、失業の状態にあることの確認を受けなければなりません。



特例一時金の支給額は、基本手当日額の**40日分**に相当する額とされていますが、支給を受けることができる期限（受給期限）は、**離職日の翌日から6か月**です。求職申し込みの手続きが遅れた場合、40日分の支給を受けることができなくなることがあります。お早めに求職申し込みの手続きをしてください。



※ 雇用保険の受給資格は最終の離職票により決定するため、特例一時金の手続き前に就労し、就労先において一般被保険者となった場合、特例一時金の受給はできなくなります。

また、一般被保険者として受給するには、被保険者期間が通算で12か月必要となることから、一般被保険者の受給資格も満たさなくなる可能性があります（特定受給資格者・特定理由離職者に該当する場合は除く）。

※ 雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の8時30分から17時15分です。また、「受給資格決定」の他に「求職の申込み」の手続きもあり、求職申込みには一定の時間がかかることなどから、16時前までのご来所をお勧めします。

※ 職業相談には一定に時間がかかることなどから、職業相談・職業紹介をご利用いただくにあたっての時間帯（夜間開庁や土曜開庁の日は除いた平日）は、9時～17時の間のご利用ください。



ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク (公共職業安定所)	所在地（郵便番号）	電話番号	管轄区域
山 口	〒753-0064 山口市神田町1-75	083 922-0043	山口市（防府公共職業安定所の管轄区域を除く）
下 関	〒751-0823 下関市貴船町3-4-1	083 222-4031	下関市
宇 部	〒755-8609 宇部市北琴芝2-4-30	0836 31-0164	宇部市、山陽小野田市、美祢市
防 府	〒747-0801 防府市駅南町9-33	0835 22-3855	防府市、山口市徳地
萩	〒758-0074 萩市大字平安古町599-3 萩地方合同庁舎	0838 22-0714	萩市、阿武郡
萩 (長門分室)	〒759-4101 長門市東深川1324-1	0837 22-8609	長門市
徳 山	〒745-0866 周南市大字徳山7510-8	0834 31-1950	周南市（下松公共職業安定所の管轄区域を除く）
下 松	〒744-0017 下松市東柳1-6-1	0833 41-0870	下松市、光市、周南市のうち大字大河内・大字奥 関屋・大字小松原・大字清尾・大字中村・大字 原・大字樋口・大字八代・大字安田・大字呼坂・ 夢ヶ丘・勝間ヶ丘・熊毛中央町・新清光台・清光 台町・高水原・鶴見台・藤ヶ台・呼坂本町
岩 国	〒740-0022 岩国市山手町1-1-21	0827 21-3281	岩国市、玖珂郡
柳 井	〒742-0031 柳井市南町2-7-22	0820 22-2661	柳井市、大島郡、熊毛郡

地方運輸局

※ 船員での就職を希望される方

地方運輸局	所在地（郵便番号）	電話番号	管轄区域
中国運輸局 山口運輸支局 徳山庁舎	〒745-0045 周南市徳山港町6-35 徳山港湾合同庁舎	0834 21-0180	下関海事事務所管轄区域を除く山口県内
九州運輸局 下関海事事務所	〒750-0066 下関市東大和町1-7-1 下関港湾合同庁舎	083 266-7151	下関市、宇部市、山陽小野田市、長門市

詳しい手続きについては、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。

厚生労働省HPに雇用保険のQ&Aを掲載しておりますので、ご覧ください。

【URLはこちら】 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html>

